

令和7年度ひろしま AI サンドボックス事務局業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度ひろしま AI サンドボックス事務局業務

2 業務実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 ひろしま AI サンドボックスの目的

「ひろしま AI サンドボックス」（以下「本事業」という。）は、企業と人材の好循環が生まれるイノベーション・エコシステムの形成を目指し、広島県でAIソリューションの開発に挑戦できる環境を提供することで、AIを活用して新たなビジネスにチャレンジする企業や人材（以下「AI開発者」という。）を広島に集積させることを目的とする。

なお、ここでいう集積とは、ひろしま AI サンドボックス事業補助金（以下、「補助金」という。）に採択したAI開発者が広島に定着・移転することに加えて、補助金の採否にかかわらず、マッチングにより広島県内の企業・自治体・その他団体等（以下「県内企業等」という。）とのつながりが作られることも含む。したがって、AI開発者の誘致を最終的なゴールとして見据えつつ、マッチング申込み件数（課題・提案に対するアプローチ件数）及びマッチング成立件数（アプローチから面談等の直接交渉に進んだ件数）を集積の指標として設定している。

4 業務内容

AI開発者を対象としたプロモーション、県内企業等における課題の掘り起こし、AI開発者と県内企業等とのマッチング、AIを活用したソリューションの開発支援など、本事業の目的達成に必要な業務の設計・実施・管理・運営を行うこと。

なお、目標値については、令和6年度ひろしま AI サンドボックス（以下「第1期」という。）の実績値を基に具体的な数値を設定し、提案内容に含めること。

【参考：第1期実績値】

	課題 ソリューション 提案件数	マッチング 申込み件数	マッチング 成立件数	補助金 申請件数	採択件数
自由 提案型	123件	63件	20件	18件	9件
課題 提案型	143件	537件	231件	40件	11件
合計	266件	600件	251件	58件	20件

【スケジュールイメージ】（採択者決定時期以外は提案にあわせて変更可）



（１）プロモーション

ア 共通

本事業の情報を県内外へ効果的に発信し、「イノベーション創出拠点ひろしま」のブランド力向上に寄与することを目的としたプロモーションを実施すること。

● ウェブサイトの管理・運営

ウェブサイトは、第１期において構築済み。第１期事務局業務の受託者から管理・運営を引き継いだ上で、令和７年度ひろしま AI サンドボックス事務局業務を進めること。なお、３月末までの間は、第１期事務局業務における成果発表等も並行して実施することから、第１期事務局業務の受託者と連携した上で、必要な対応を行うこと。

なお、ウェブサイトについては、別途新たに構築することや既存のプラットフォームを活用することも認めることとする。

● 本事業の取組や成果についてのメディアに向けたプレスリリース

● その他、採択した実証事業の途中経過にかかる発信など、本事業の認知度向上に資すると考えられる情報発信

イ AI 開発者向けプロモーション

首都圏を中心とした AI 開発者に対し、本事業の情報を効果的に発信すること。

なお、情報発信の手法は、SNS 広告や各種プラットフォームを通じた発信に加え、AI 開発者へ直接的にリーチする手法を検討すること。

- （例）
- ・展示会等における直接営業
 - ・DM やお問い合わせフォームを通じた直接アプローチ
 - ・AI 開発者を対象とした首都圏での説明会
 - ・有償媒体を活用したタイアップ記事
 - ・補助金情報サイトへの掲載（補助金 AI、資金調達ナビなど）
 - ・AI 開発者向けメディアの活用（Qiita、Zenn、AIDB など）

情報発信の手法と投じる予算額を提示するとともに、発信対象の AI 開発者数、閲覧に至るリーチ数、サイトへのアクセスに繋がるコンバージョン数の見込みについて、算出根拠を含め、目標値として提案書に記載すること。

ウ 県内企業等向けプロモーション

本事業の情報を県内企業等に対して効果的に発信すること。AI 開発者に対して、多くの県内企業等とのマッチング機会を提供することができるよう、受託者のコネクション等を活用し、極力多くの県内企業等に参加を呼びかけること。

● 現地説明会の開催

県内企業等の参加を促すため、制度や手続き、参加のメリットや第1期の事例等に関する説明会を県内3カ所以上で開催すること。また、説明会のアーカイブなど、説明内容をウェブサイト上で配信し、周知するとともに、相談や質問など問い合わせの対応を行うこと。

県内企業等の参加を増加させるための工夫や活用できるコネクションに加え、アプローチする県内企業等の見込みについて、算出根拠を含め、目標値として提案書に記載すること。

(2) ソリューション開発支援

AI 開発者起点の自由提案型及び県内企業等起点の課題提案型の2種類の手法により、ソリューション開発支援を進めること。

また、第1期において補助金に採択した案件のうち、複数年の開発継続を通じてより発展的な開発につながると考えられるものは、審査の上、第2期での継続採択ができることとし、第1期の補助金採択者に継続希望を確認した上で、応募の打診を行うこと。なお、第1期と同様の座組で応募する場合は、「エ 補助金申請」の段階からの参加を可能とする。

ア 公募

ウェブサイトを通じて、自由提案型、課題提案型それぞれの募集を行うこと。

なお、マッチングの際、応募内容がウェブサイト上で公開されるとともに、マッチング終了後もアーカイブとしてウェブサイト上に掲載されることについて、周知を行うとともに了承を得ること。

応募にあたっては、「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」への会員登録を義務付けることとし、その手法は令和7年度「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」成長支援事業管理・運営業務の受託者と連携して検討すること。

● 自由提案型

県内外のAI 開発者を対象として、アイデア段階のソリューション提案等を広く募集すること。

● 課題提案型

県内企業等を対象として、AI で解決してみたい課題等を広く募集すること。

AI 開発者の提案件数及び県内企業等の課題件数の見込みについて、算出根拠を含め、目標値として提案書に記載すること。

イ ブラッシュアップ

公募により集まった提案・課題のそれぞれに対し、マッチングしやすくなるよう記載内容の整理を行うとともに、補助金採択に向けてより新規性の高い実証内容となるようアドバイスを行うこと。アドバイスにあたっては、提案内容や課題解決方法の新規性が低い場合、補助金の採択が見込めないことに留意すること。

ウ マッチング

AI 開発者と県内企業等とのマッチングを行うこと。なお、マッチングにあたっては、AI 開発者において、マッチング先の県内企業等との持続的な取引に向けて AI 開発を行うのか、自社の AI プロダクト開発を目的として県内企業等の協力を求めるものなのか、両者の合意形成を促すこと。

マッチングは原則、ウェブサイト上で提案及び課題を公表し、閲覧した AI 開発者や県内企業等からマッチング申込みを行うオンラインマッチング方式とする。ただし、マッチング申込みが見込めない提案及び課題に対しては、個別のフォローアップやマッチングの打診を行うこととし、対応状況等を県に報告すること。

● 自由提案型

AI 開発者が必要とするデータなど、開発実証に必要な要素を補うため、県内企業等とのマッチング支援を行うこと。

● 課題提案型

県内企業等の課題を解決できるソリューションの開発実証に向けて、AI 開発者とのマッチング支援を行うこと。

それぞれの手法におけるマッチング申込み件数及びマッチング成立件数（マッチング申込み後、面談等へ進んだ件数）の見込みについて、算出根拠を含め、目標値として提案書に記載すること。

エ 補助金申請

マッチングが成立した案件のうち、補助金の申請を希望する者を対象として、補助金交付要綱に定める書類のほか、採択審査に使用する事業の企画や実証の計画を含む提案書を作成させること。

提案書の作成に向けては、提案の質を向上させるため、必須記載事項や審査基準などを整理した上で、申請者に提示すること。

また、補助金の申請期間中、提案内容に関する相談機会を設け、希望者の提案のブラ

ツシュアップを行うこと。

補助金申請の件数の見込みについて、算出根拠を含め、目標値として提案書に記載すること。

オ 採択審査

補助金申請書等の提出書類の内容を確認し、不備等のチェックを行い、必要に応じて申請者と調整を行った上で、提案内容について複数の視点から審査を行うこと。

なお、審査結果は公表することを前提とし、採択、不採択に関わらず申請者へのフィードバックを行うこと。

● 一次審査（書面審査）

県と協議の上、審査基準及び採点表を作成し、その内容に基づいた書面審査を行うこと。審査基準は、全国初・競合が少ないといった「新規性」、ビジネスの展開性やマネタイズ計画といった「事業性」、広島県で実証する意義や今後の広島県との関係性といった「地域貢献性」の3項目をベースとして作成すること。特に新規性については、選考通過ラインの設定を行い、一定の基準を満たすもののみを通過させること。

● 二次審査（面談審査）

ベンチャーキャピタル等の有識者を含む審査員5名以上で構成される審査会を設け、透明かつ公平な審査を行うこと。その他の審査員、審査項目、審査手法（実施形式、面談件数に応じた分担など）等については、県と協議して決定すること。

必要に応じて、審査員が審査をしやすくするため、審査の要点や技術の優位性などをまとめた資料を作成すること。

カ 進捗管理

補助金に採択されたAI開発者と定期的にコミュニケーションをとり、

- ・ 県の補助金に関する相談や手続きの仲介及び支援
- ・ 実証計画に基づく進捗管理
- ・ 実証中に生じた事案に対する相談及びサポート
- ・ 今後の事業化や資金調達等に向けた相談及び支援
- ・ 参加している県内企業へのフォロー

などを行った上で、県への定期報告を行うこと。

キ 採択者以外のAI開発者へのフォローアップ

マッチング不成立、補助金未申請、補助金不採択となったAI開発者をリスト化し、フォローアップとして、広島県の他の支援策をはじめとした広島県内での様々な活動への誘導を行うこと。また、対象となる件数を広島県と協議した上で、フォローアップ

ヒアリングを実施し、次年度の施策に向けた改善点や補助事業外における広島県内での活動状況を調査し、報告すること。

(3) 成果発表会の開催

補助金を活用した AI 開発実証に関する成果の公表、AI 開発者のソリューションの横展開に向けた県内企業等との交流マッチング、第 3 期に向けた AI 開発者及び県内企業等へのプロモーション、メディアの招致による一般県民への広報等を目的として、本事業の成果発表会を企画立案し、県の承認を得た上で開催すること。

なお、当日来場者のリスト作成やプレゼンテーションのアーカイブ配信など、必要な対応を県と協議の上、実施すること。

(4) ソリューション開発の実績報告対応

ソリューション開発に係る実績報告（受付期間：令和 9 年 2 月 1 日～2 月 28 日予定）について、事業実施内容や経費といった報告内容を確認し、不備等のチェックを行い、必要に応じて AI 開発者との調整を行った上で広島県へ報告すること。

なお、経費の確認については、補助対象外経費が含まれていないかといった確認や、報告金額と証憑書類との突合を行うこと。

(5) 本業務の管理及び運営

本業務の管理及び運営にあたっては、本業務を総括し、個別事案についてもきめ細かい総合的な支援を行うプロジェクトマネージャーを 1 人以上配置するとともに、その他業務を効果的に遂行できるメンバーを適切に配置すること。

また、AI 開発者へのアドバイスや県内企業等とのコミュニケーションを仲介することを想定し、AI について一定の知見やノウハウを持つ者へ随時相談できる体制を構築すること。

県及び補助金に採択された AI 開発者や県内企業等とのコミュニケーションにおいては、県と協議の上、Slack や Discord などのオンライン連携ツールを使用し、対応状況などの共有を図ること。

(6) その他

「4 業務内容」のうち、履行が困難と判断されるものについては、提案書に理由を付して実施しない旨を明記することにより、提案に含めないことができる。また、より良い提案が考えられる場合は、提案書に「4 業務内容」に記載の業務内容との違いを明記した上で、異なる内容での提案も認めるものとする。

5 成果物

下記の「成果物一覧」に掲げるものを基準として、受託者と広島県が協議し決定する。
 成果品の納入場所は、広島県商工労働局イノベーション推進チーム（広島市中区基町10番52号）とし、成果品は全て広島県に帰属する。

成果物に共通する事項としては、次のとおりである。

- （１）ドキュメント類については、電子媒体で提供する。
- （２）プログラム言語等の特殊なものを除き、成果物は日本語を使用し作成する。

【成果物一覧】

成果物名	納期
事業管理計画書（業務工程表を含む）	契約締結後 14 日以内
AI 開発者の提案を整理した資料	課題・提案の公募終了後 1 ヶ月以内
県内企業等の課題を整理した資料	課題・提案の公募終了後 1 ヶ月以内
本事業に参加した AI 開発者のリスト	採択審査まで
マッチング申込み及びマッチング成立のリスト	採択審査まで
採択した実証に関する詳細計画の資料	採択者決定後 1 ヶ月以内
フォローアップの内容や結果を整理した資料	採択者決定後 2 ヶ月以内
個別の実証内容や成果を整理した資料	委託業務終了まで
取組全体の係数を整理した実績報告書	委託業務終了まで

6 留意事項

- （１）受託者は、本事業における提案公募に対しては応募することができない。
- （２）受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- （３）県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- （４）受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議の上で指示を受けること。
- （５）受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、規模の大小を問わず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- （６）受託者は業務の一部を再委託しようとする場合は、次の点を明確にし、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者等を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
 - ・ 再委託する業務の範囲
 - ・ 再委託の合理性及び必要性
 - ・ 再委託先の業務履行能力
 - ・ 再委託業務の運営管理方法

- (7) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (8) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (9) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては広島県個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 17 日広島県条例第 53 号）を遵守しなければならない。

7 委託料上限額

令和 7 年度 35,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度 25,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（参考）ひろしま A I サンドボックス事業補助金 200,000 千円
（上限 1 億円、補助率 1/2、県から直接交付）

8 その他

この仕様書に定めのない事項または、この仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。